

# 第30号

# こうろく

## ～見聞～

発行所：栃木県日光市板橋 2610-1  
 社会福祉法人 すぎなみき会  
 発行責任者 理事長 峯山 敏正  
 平成26年8月13日発行  
 Tel:0288-27-3100 Fax:0288-27-3700  
 E-mail:sugigaku@hyper.ocn.ne.jp  
 URL: http://www2.ocn.ne.jp/~mitsu32/

社会福祉法人  
 すぎなみき会  
 理事長 峯山 敏正

本格的な夏のシーズンを迎えたが、皆様にはますます健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当法人の運営について心より御礼申し上げます。

さて、昨年4月に障害者が総合支援法がスタートしましたが、都道府県・市町村は国の定める基本方針に則して3年ごとに障害福祉計画を作成することになります。本年度は第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の策定にむけ、現行計画の見直しが行われます。また、今回国は基本方針を見直しましたが、主なポイントはつぎのとおりです。

《計画の作成プロセス等に関する事項》

◎P D C Aサイクルの導入（新規）	②精神科病院から地域生活への移行支援
【（計画（Plan:P）、実施（Do:D）、評価（Check:C）、改善（Act:A）の4段階のプロセスにより事業運営管理を行う手法】	・入院後3カ月時点の退院率を6%以上とする。（平成21年から平成23年の平均58.4%）
・少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講ずる。	○障害児支援体制の整備（新規）
・中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。	・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備について定めるよう努めるものとする。
《個別施策分野①・成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）》	○計画相談の連携強化、研修、虐待防止等
①福祉施設から地域生活への移行促進	・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域にすくなくとも1つを整備。
・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。	④福祉から一般就労への移行促進
・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。	・福祉施設から一般就労への移行者数を、平成24年度実績の2倍以上とする。
《計画の作成プロセス等に関する事項》	・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）	・精神科病院から地域生活への移行支援
・事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）	・就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）

すぎなみき学園

サービス管理責任者

副施設長兼生活支援課長  
別井 誠

『地域に根差したサービス提供を  
目指して、』

障害者自立支援法に基づく新し  
い施設体系に移行し、さらに昨年4  
月より障害者総合支援法へと移行  
となり、我々支援者は障がい者への  
より良き福祉サービスの提供のた  
め、さらなる努力をしていかなければ

いを持った方々が、人間としての尊厳が守られ豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務であり、そのため支援者の一人として、確固たる倫理観をもつて、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。」（以上「日本知的障害者福祉協会倫理綱領」より）といった倫理綱領を設けることで、規範を示すこと

「ここで「日本知的障害者福祉協会倫理綱領」に沿ってみてみると、1、生命の尊厳、2、個人の尊厳、3、人権の擁護、4、社会への参加、5、専門的な支援の5つの項目より定められています。私たちはこの倫理綱領及び行動規範とともに、常に謙虚な姿勢で障がい者に接していくことが大切であり、その障がい者の方々の権利も守らなければなりません。そして障がい者に対するあらゆる差別や偏見をなくすためにもしっかりと行動していくことが大切となります。

いずれにしろ世の中(社会・経済等)の状況が常に大きく変動し、制度改革が行なわれているなか、社会福祉法人はその存在意識を明確にし、しかも高い信頼性を示していくことも重要です。その為にはきちんとした行動規範を定め、目的・考え方を明確にし実践していくことが重要になってしまいます。我々は地域に根差した信頼性の高いサービスを今後もしっかりと提供できるよう日々努力したいと考えます。

# 『障害福祉サービスの制度と社会 福祉法人の在り方』

く変わるはずもなく、今まで通りの生活を送っています。(まつ、制度なんてそんな物ですけどね。これ以下はダメですよと、最低基準を決めているだけですから、普段それ以上の事をしていれば制度がどう変わろうと・・・事務処理が増えるだけ。※独り言)

① 「障害程度区分」に替わる「障  
活を総合的に支援するための法律  
(長い名前なので→障害者総合支  
援法)が平成25年4月1日に施行  
され、平成26年4月1日からは

「害支援区分」の創設  
②重度訪問介護の対象拡大  
③共同生活介護（ケアホーム）の  
共同生活援助（グループホーム）

④地域移行支援の対象拡大  
が施行され、本年度はスタートし  
ました。  
への一元化

当法人のケアホームもグループホーム（介護サービス包摺型）へ移行しましたが、制度が変わつても利用者の生活は、当然ですが全

すぎなみき学園

副施設長兼生活支援課長 井上 憲二

このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである】・・・といふことで、「社会福祉法人の在り方

等に関する検討会」なるものが、平成25年9月27日を第1回として、平成26年6月16日に第12回が行われ、平成26年7月4日に「社会福祉法人の在り方について（報告書）が厚生労働省に提出されました。詳細については、インターネット等で検索して頂ければ情報がたくさん出てきます。

その中でも、社会福祉法人に地域貢献活動を義務化との内容があります。これについては、「こうろく28号」で「時には制度に無いサービスを実施する事も必要になると思います。」と書いたとおり、地域のニーズをくみ取った取り組みを計画し実行する時期が来たと考えています。

今後は更に、地域福祉、地域貢献を考え、今まで以上に、地域に信頼され、必要とされる法人となるよう頑張ります。



## 競輪補助事業完了のお知らせ

この度、平成26年度の競輪の補助金を受けて、以下の事業を完了いたしました。ここに事業完了のご報告を申し上げますと共に、公益財団法人JKA様を始め、ご協力を賜りました関係者の皆様に謹んで感謝の意を表します。

### 記

- |         |  |
|---------|--|
| A 事業名   | 平成26年度福祉車両の整備補助事業                          |
| B 事業内容  | トヨタ／ハイエース・スーパーロング1台<br>(移送車3〔車いす仕様(リフト式)〕) |
| C 事業費総額 | 4,578,760円                                 |
| D 補助金額  | 2,250,000円                                 |
| E 実施法人  | 社会福祉法人すぎなみき会                               |
| F 完了年月日 | 平成26年7月31日                                 |



社会福祉法人すぎなみき会

理事長 峯山 敏正



みつみねの郷

副施設長

峯山 直己

制度は複雑化しております。

福祉を取り巻く関係法令も同様で、それを理解するスキルが

『相談援助の役割と求められてること』

福祉の仕事といつても様々な仕事が有ります。皆さんのが思ひ浮かべるのは、介護職員や障害者の支援員、看護職員等ではないでしょうか？

しかし、実際は栄養に関する職員がいたり、事務職員がいたりして利用者の方の支援にあたっております。また近年では、相談援助をする職種の配置が義務付けられてきたりしています。

当法人を利用する方やご家族の方にも「相談員ってどんな仕事を？」「ケアマネージャーってどんな仕事を？」と質問されることがあります。

現在、世間を取り巻く様々なな

専門書などもありますのでそれを見ながら説明することもできます。

このように相談支援を行うに同時にわかりやすく説明するスキルも求められます。

そのため、何かに例えて説明したり、紙に書いたりして後で見返せるように工夫して説明することもあります。

また、説明する場所選びも大切です。場所を利用者の方の自宅に設定すれば、自宅でどのように介護や支援したらよいか議題にあげて説明しやすいです。うし、他の家族の方の意見も聞きやすいというメリットもあります。

では、施設で説明する場合はどんなメリットが生まれるでしょうか。

施設で行った場合、他の専門職に話を聞くこともできますし、

トです。

高齢者であれば、体調の変化が激しく、機能も年とともに低下していくので、変化が起きた時を見据えたアドバイスが必要になります。また、知的障害の方であれば、若い時から年を取るまで支援が長期になるので、それに応じたアドバイスが必要になります。

当法人の相談支援もこの変化の激しい時代に対応していくれるよう技術を磨いていきたいと思います。

当法人の相談支援もこの変化

の激しい時代に対応していくれるよう技術を磨いていきたいと思

合のメリットとデメリットをあわせて説明します。

